

八千代市教育委員会会議録
令和3年度第12回定例会

1 日 時 令和4年3月25日(金)
開 会 午前10時
閉 会 午前10時59分

2 場 所 教育委員会庁舎大会議室

3 出 席 者

教 育 長	小 林 伸 夫
委 員	石 井 伸 一
委 員	須 堯 福 美
委 員	佐 藤 志 津
委 員	川 嶋 一 永

(説明員)

教 育 次 長	長 島 秀 一
---------	---------

(学 校 担 当)

教 育 次 長	加 藤 博 士
---------	---------

(社 会 教 育 担 当)

教 育 総 務 課 長	島 津 俊 明
-------------	---------

学 務 課 長	設 楽 憲 一
---------	---------

指 導 課 長	高 木 雅 晴
---------	---------

教 育 セ ン タ ー 所 長	池 浦 一 寛
-----------------	---------

保 健 体 育 課 長	加 藤 英 昭
-------------	---------

生 涯 学 習 振 興 課 長	齋 田 忠 徳
-----------------	---------

文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長	米 ノ 井 正 樹
-------------------	-----------

郷 土 博 物 館 長	清 藤 一 順
-------------	---------

中 央 図 書 館 副 主 幹	徳 尾 美 佳
-----------------	---------

(書記)

教 育 総 務 課 主 査	足 谷 素 子
---------------	---------

教 育 総 務 課 主 任 主 事	前 田 の ぞ み
-------------------	-----------

4 開 会

○**小林教育長** 会議に先立ち本日1名の方から傍聴の申し出がありましたのでお知らせいたします。

ただいまから、定例教育委員会を開会いたします。八千代市教育委員会会議規則第20条の2の規定により、議事の進行を行う委員の指名を行います。教育長において、川嶋委員を指名いたします。川嶋委員、よろしく願いいたします。

5 会議録署名人の指定

○**川嶋委員** それでは、会議録署名人の指定を行います。小林教育長のほかに、須堯委員にお願いしたいと思います。

○**須堯委員** はい。

6 前回会議録の承認

○**川嶋委員** 次に、令和3年度教育委員会第11回定例会会議録の承認について、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。令和3年度教育委員会第11回定例会会議録を承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、令和3年度教育委員会第11回定例会会議録は承認されました。

なお、議案第1号八千代市立義務教育学校の設置に係る用語の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第2号令和3年度八千代市一般会計補正予算(第15号)案について及び議案第3号令和4年度八千代市一般会計予算案についての審議は、議会の議決を要する事件であったことから、非公開といたしました。市議会が開会し、既に公表されている内容となったため、この議事の記録を公表することに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

次に、議案第4号教育委員会委員の辞職の同意についての審議は、人事に関する事項であったことから、非公開といたしました。現在、既に公表された内容となったため、この議事の記録を公表することに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

次に、教育長報告をお願いいたします。

7 報告事項

○小林教育長 令和4年八千代市議会第1回定例会について御報告いたします。会期は、2月18日から3月23日までの34日間でした。2月25日を含め3日間行われました一般質問では、議員10名から教育に関する質問がありました。主な質問といたしましては、コロナ禍の学校での対応、緑が丘西地域の学校の必要性、ICT機器の授業での活用などです。教育委員会に関する議案は、文教経済常任委員会において審議され、全て原案のとおり可決すべきものと決定されました。

会期最終日の総括審議におきましては、左海尚子氏を教育委員会委員に任命する件に全員賛成で同意されましたほか、令和4年度当初予算案、教育委員会に関する議案は、原案どおり可決されました。

また、2月23日には市民会館で阿蘇・米本地域小中学校統合記念式典が、昨日は4校で最後となる修了式が挙行されました。いよいよ阿蘇米本学園の開校まで1週間となり、今週末から教育委員会事務局と学校教職員とで、教材等の移動を開始いたします。新しい学校の準備は着実に進んでおりますことを御報告いたします。以上です。

○川嶋委員 ただいまの報告につきまして、質問ございませんか。

質問なしと認めます。

次に、各課報告をお願いいたします。

○指導課長 審議会等の開催状況について御報告いたします。

始めに、いじめ問題対策調査委員会の開催状況について御報告いたします。今年度は7月、10月、12月に計3回の定例会議を開催いたしました。また、3月に臨時会議を開催いたしました。昨年度よりいじめの重大事態となる事案が起これ、いじめの事案と報告書について協議いたしました。学校いじめ防止基本方針に従い、具体的な対応策を専門的な立場から、貴重な意見をいただきました。

次に、いじめ問題対策連絡協議会の開催状況について御報告いたします。今年度は5月に開催いたしました。本来年2回開催するところですが、2月開催予定の部分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を行うために開催を見送りました。引き続き、いじめ防止等に関する関係機関の連携の

推進に取り組んでまいります。指導課からの報告は以上です。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課より八千代市社会教育委員会議及び八千代市生涯学習審議会について御報告いたします。

始めに、八千代市社会教育委員会議につきましても、令和4年2月4日に開催を予定しておりましたが、まん延防止等重点措置の期間延長を受け、書面による審議といたしました。議題といたしましては、「社会教育関係団体への補助金について」、その他として「八千代市教育委員会生涯学習振興課 YouTube アカウント開設について」の報告並びに説明資料を送付し、委員からは、「SNSによる情報発信は良い試みだと思う。市民に多く知って頂けるよう周知をお願いしたい。」などの御意見をいただきました。

続きまして、八千代市生涯学習審議会につきましても、令和4年3月8日に開催を予定しておりましたが、まん延防止等重点措置の延長を受け、書面による審議といたしました。議題といたしましては、第3期八千代市生涯学習推進計画令和4年度版（案）の報告並びに説明資料を送付し、委員からは、「新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、今後のコロナ禍における生涯学習の推進について検討すべきである。」との御意見等をいただきました。報告は以上です。

○郷土博物館長 令和3年度第1回八千代市立郷土博物館協議会について御報告いたします。

令和4年1月27日、新型コロナウイルス感染症の防止対策から、会議の時間は午後1時30分から約1時間という短時間で、感染対策を十分に配慮した学習室で開催いたしました。

報告事項としては、令和2年度八千代市立郷土博物館事業報告、令和3年度八千代市立郷土博物館事業報告（中間）、令和4年度八千代市立郷土博物館事業計画（案）の3件です。

また、審議事項としては、「新型コロナウイルス感染症の拡大等異常時における博物館事業について」であり、会議後は当時開催中であった「令和3年度特別展「くらしのうつりかわり展 ～学びを支えたもの～」の視察というスケジュールでした。

出席者は委員5名中3名の委員で2名の委員はコロナの関係で欠席されましたが、報告・審議事項に係るご意見をお送りいただきました。

なお、事務局の出席は教育長以下10名で、傍聴人はおりませんでした。

いただいたご意見の主なものをあげますと、資料収集については、「調査がなかなかできなかつた中ではよく収集されている。」、展示では「当館だけではなく県内の博物館を巡回する展示で県内等の資料を紹介するという非常に重要な展示を行い、また、予算がない中で県の事業を利用するということは必要である。」、学校との連携では「いろいろとむずかしい中でリモートミュージアムを実施していることは評価できる。」、「余裕教室を使ってかつての学校博物館としたり、出前展示とまではいかななくても、写真で八千代の移り変わりを子ども達に伝えることができるのでは。」、行事に関しては「コロナで中止されているものがあるが屋外なら何とかできるのではないかと思うので、なるべく中止にしないように工夫してほしい。」、ホームページについては「過去のことは書いてあるがこれからのことをわかりやすく掲載してほしい。」という御意見をいただきました。

また、「世界的なコロナ禍の中で社会経済活動が停滞したことが問題になっているが、人間が文化活動を制約されたことに対するストレスが大きく、博物館というのは文化活動の核だと思うので、できることを発信していくことが必要である。」というような御意見をいただきました。以上で報告を終わります。

○指導課長 教育論文について、御報告いたします。

今年度は、総合部門に3点、ESD実践部門に2点の応募がありました。審査の結果につきましては、総合部門からは優秀賞1点と奨励賞2点、ESD実践部門からは優秀賞1点と奨励賞1点。総合部門の優秀作品の論文は、ご自身が担当されている通級指導での実践における研究をまとめたものとなっております。ESD実践部門の優秀賞の論文は、性的マイノリティに関する人権教育の一環として、授業実践、教職員の研修、校内環境の3点から、児童や職員の性的マイノリティに対する理解を深める実践をまとめたものとなっております。

これらの論文は市内の教職員が共有できるように、校務PCのライブラリー内に掲載し、それぞれの実践にいかすことができるよう活用しております。報告は以上です。

○教育センター所長 教育センターから、令和4年度プレゼンテーションコンテストの審査結果について御報告いたします。

本コンテストは、学校教育活動の中で児童生徒がICTを活用したプレゼ

ンテーションの様子を動画データとしてまとめ、作品として応募してもらうもので、本年度は、小中学校合わせて81点の応募がございました。

「ICTを効果的に活用し、伝えたい内容を相手に伝わるように、いかに工夫してプレゼンテーションを行っているか」を基準として審査を実施し、小学校上学年の部と中学校の部で最優秀賞を選出しております。

どちらの作品も、自分が伝えたいことを明確にしております。また、タブレット端末や電子黒板などのICT機器を効果的に活用したプレゼンテーションとなっております。

今後、整備した児童生徒の1人1台のタブレット端末の積極的な授業での活用が一層重要となると考えております。八千代市の子ども達の情報活用能力育成とその成果を発揮する場として、本コンテストを有効に活用していきたいと考えております。

○川嶋委員 ただいまの報告につきまして、質問ございませんか。

○石井委員 いじめ問題について質問があります。いじめ問題対策調査委員会といじめ問題対策連絡協議会の方々には御尽力いただいて、頑張っているのかもしれませんが、この2年コロナ禍になりいじめは増えているのか、その増減が分かれば教えていただきたい。それと、残念なことにゼロになることはないのか、いじめが起こった時に、委員会・協議会があるおかげで対応がスピーディーになされているか、丁寧にきちんとした解決に向けて行っただきしているのか、ここで全部を答えられないと思いますが、どんな流れで行われているのか教えていただけるとありがたいです。

○指導課長 コロナ禍の中でのいじめの増加等については、特に著しくコロナがあったからいじめが増えたというような報告件数は増えておりません。ただ、残念ながらいじめの報告、本人が傷ついたりまたは本人が嫌な思いをしたというのは、全ていじめというふうに調査の中では捉えておりますので、その中では残念ながらゼロ件にはなっていないのですが、御質問のありましたコロナによる増加傾向についてはあらわれていないところです。

2点目のいじめが起こった時の対応又はいじめが起こらないようにするための方策といたしましては、各学校で「学校いじめ防止基本方針」というものを作成しています。昨年度から毎年学校の状況に合わせて、対策の方法について検討するというので、今現在、各学校から来年度4月1日付けで更新するための内容について、指導課内で確認をしているところです。基本的

には、いじめが起こらないようにまず早期発見，そして早期対応をしていきながらいじめの早期解決に努めている状況です。

○石井委員 今後もよろしくお願いします。

○川嶋委員 他に質問ございませんか。

質問なしと認めます。

これより議事に入ります。

8 議 事

○川嶋委員 議案第1号学校の通学区域の変更について及び議案第5号八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定については，関連する議事になりますので，一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学務課長 議案第1号につきましては，議案書の2ページ。議案第5号につきましては，議案書の20ページと新旧対照表の51ページをご覧ください。

議案第1号学校の通学区域の変更について。

八千代市立小学校の通学区域を次のように変更する。

令和4年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

議案第5号八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

改正内容等について御説明いたします。

2月に開催しました定例教育委員会で報告しましたとおり，通学区域審議会へ，みどりが丘小学校の通学区域の児童数の増が予想されることから，同校の適正化を図るため，通学区域の変更の諮問をいたしました。

審議会では，今後20年間のみどりが丘小学校，新木戸小学校，西高津小学校などの児童推計の資料や，学校の教室数などの施設の状況，実際に建設中の大型集合住宅の近くから西高津小学校までを歩いて確認するなどの審議により，来年秋に入居が始まる予定の618戸の大型集合住宅の存する区域である「緑が丘西2丁目12番2及び16」を，みどりが丘小学校から西高

津小学校の通学区域とする答申が3月7日付けでありました。

今回の改正はこの答申に沿った内容での改正でございます。この変更は、大型集合住宅の販売が開始される前の令和4年4月1日から施行します。

審議会からの答申では、今回の変更を実施した場合であっても、令和7年度又は8年度にはみどりが丘小学校の教室数を超える児童数が見込まれることの対策を検討することが付記されております。教育委員会といたしましては、この状況を重く受け止め、市長部局と共に検討を進めてまいります。説明は以上です。

○川嶋委員 議案第1号及び議案第5号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

○川嶋委員 この変更で影響を受けるマンションを購入される方々への周知が大切だと思いますが、どのように行っていくのでしょうか。

○学務課長 マンションの販売業者には、「重要事項説明書」といって、不動産に関する様々な情報が記載された書類に就学指定校が西高津小学校であることを記載していただくとともに、口頭でもお伝えいただき、説明を受けたことの署名をいただくことで協議しております。

更に、就学指定校を周知する文書の配布につきましても、現在検討しております。

○川嶋委員 かなり大きなマンションですが、購入される方全員に徹底して説明されるということですか。

○学務課長 購入を希望されている方には、全員に周知徹底をしていく予定で協議をしています。

○川嶋委員 徹底していただかないと、後々問題が出てくる可能性がありますので、きちっとした対応をよろしくお願いいたします。

○川嶋委員 他に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第1号学校の通学区域の変更について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり、承認されました。

続いて、議案第5号八千代市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、これを承認すること

に、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり、承認されました。

次に、議案第2号八千代市学校運営協議会規則の制定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○生涯学習振興課長 議案書の3ページから8ページをご覧ください。

議案第2号八千代市学校運営協議会規則の制定について。

八千代市学校運営協議会規則を次のように制定する。

令和4年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、小林伸夫。

本議案は、八千代市学校運営協議会規則の制定にあたり、教育委員会の承認をお願いするものでございます。

始めに、本規則の制定理由ですが、学校の在り方については、単なる教育の現場にとどまらず、広く教育を通じて地域を創るという理念を学校と地域が共有し、必要な学習をどのように提供し、どのように子どもたちの資質や能力を身に付けられるようにするか、教育課程において明確にし、かつ、学校を取巻く地域との連携・協働により、充実した教育の実現を図っていくことが重要であります。

本市においても、学校・家庭・地域からなる学校運営協議会という関係者による組織を設置し、協議する場を設け、一体となって課題に取り組むことで、子どもたちを育む体制が構築されるものと考えております。このことから、八千代市学校運営協議会規則を制定したいとするものでございます。

次に、規則の主な内容になりますが、第3条（設置）として、市立の小学校、中学校及び義務教育学校ごとに学校運営協議会を設置しますが、一定の条件の下では、複数の学校で1つの協議会を設置することも可能とします。教育委員会は、対象学校を明示し、通知のうえで設置いたします。

第5条（所掌事務）として、協議会は4点の事項を所掌します。1点目が、対象学校の校長が作成する基本的な方針の協議及び承認に関すること。2点目が、対象学校の運営について教育委員会又は当該対象学校の校長に対し意見を述べること。3点目が、対象学校の職員の任用について、当該職員の任命権者に対し意見を述べること。4点目が、その他対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し必要と認めることとなります。

第6条（組織）として、1協議会あたり15人以内としますが、複数校で設置する協議会については30人以内とします。

第7条（委員）として、教育委員会が任免を行い、選定されるものとしては、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、地方教育行政等の学識経験を有する者、対象学校の校長、対象学校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者、になります。

最後に施行期日になりますが、当規則は、令和4年4月1日から施行いたします。説明は以上でございます。

○川嶋委員 議案第2号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

○佐藤委員 学校運営協議会規則を制定した後の協議会の進め方をお教えてください。

○生涯学習振興課長 今後の進め方ですが、各学校への周知として、5月の定例校長会議において、規則の制定に関する説明を行い、7月頃には学校運営協議会の設置を予定している学校において、保護者や地域住民の方々にも説明会を開催することとしております。その後、委員の任命や会長・副会長の選任を行った後、令和5年3月までに学校運営協議会を設置することとしております。

○佐藤委員 説明を伺い、学校運営協議会というのは、地域の中で子どもたちを育てていくことに関してとても重要な案件であると感じています。今まで、閉ざされた学校であるとか学校の中だけの子どもたちという言葉がよく耳にされましたが、地域みんなで地域の子どものことを育てていくという意味でとても大切なことになっていくと思いますので、今後も教育委員会と地域の方たちの意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

○川嶋委員 他に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号八千代市学校運営協議会規則の制定について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり、承認されました。

次に、議案第3号八千代市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学務課長 議案書の9ページから13ページまで、新旧対照表は1ページから23ページまでをご覧ください。

議案第3号八千代市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の

制定について。

八千代市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

改正内容等を御説明いたします。

阿蘇米本学園を設置することに伴い，小中学校の管理運営について定める当該規則を義務教育学校も対象となるよう題名を含めて改正するとともに，学校に任意で配置する職と必ず配置する職の整理，宿日直規定の削除，学校から教育委員会に提出する書式での押印の廃止などを合わせて行うものです。

また，小中学校体育施設開放規則及び小学校及び中学校出席停止の命令の手續に関する規則では，管理規則を引用していることから，題名が改正されることにより影響を受けるため改正するものです。施行期日は令和4年4月1日でございます。説明は以上です。

○川嶋委員 議案第3号について，質疑を行います。質疑ございませんか。

○石井委員 義務教育学校は1年生から9年生までが学校生活を送るということで，また，市内では初の学校ということで，普通の小中学校とは違う御苦労があると思いますが，学校の管理運営での配慮について，考えているところがあれば教えてください。

○学務課長 阿蘇米本学園は500人程度の児童生徒数ですので，通常であれば校長1人，教頭1人ですが，今回は，校長1人，副校長1人，教頭2人で学校を管理運営する体制としております。

○川嶋委員 他に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは，お諮りいたします。

議案第3号八千代市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について，これを承認することに，御異議ございませんか。

御異議なしと認め，議案第3号は，原案のとおり，承認されました。

続いて，議案第4号八千代市通学区域審議会規則等の一部を改正する規則の制定について及び議案第7号教育長の権限に属する事務の一部を学校長に専決させる規程等の一部を改正する訓令の制定については，関連する議事になりますので，一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学務課長 議案第4号は、議案書の14ページから19ページまで、新旧対照表は24ページから50ページまで、議案第7号は、議案書の39ページから40ページまで、新旧対照表は122ページから124ページまで、となりますので御覧ください。

議案第4号八千代市通学区域審議会規則等の一部を改正する規則の制定について。

八千代市通学区域審議会規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

議案第7号教育長の権限に属する事務の一部を学校長に専決させる規程等の一部を改正する訓令の制定について。

教育長の権限に属する事務の一部を学校長に専決させる規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

改正理由等について御説明いたします。

阿蘇米本学園を設置することに伴い、議案第4号では8本の規則を、議案第7号では3本の訓令を改正するものです。いずれも義務教育学校が規定の対象になるように改正するものでございます。あわせて、議案第4号の第4条で改正する公印規則では阿蘇米本学園の校長印等を設けること、統合される学校の校長印等を廃止することを行うものです。施行期日は、令和4年4月1日でございます。説明は以上です。

○川嶋委員 議案第4号及び議案第7号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第4号八千代市通学区域審議会規則等の一部を改正する規則の制定について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり、承認されました。

続いて、議案第7号教育長の権限に属する事務の一部を学校長に専決させる規程等の一部を改正する訓令の制定について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり、承認されました。

次に、議案第6号八千代市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学務課長 議案書の21ページから38ページまで、新旧対照表は52ページから121ページまでを御覧ください。

議案第6号八千代市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について。

八千代市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、小林 伸夫。

改正内容等を御説明いたします。

阿蘇米本学園を設置することに伴い、義務教育学校の職員も対象となるよう改正するとともに、職員が育児休暇を申請する書式等の押印の廃止、配偶者が海外勤務をする場合に同行する期間の休暇の手続、消防団との兼業をする手続の追加、身分証明書から住所等の記載の削除などの改正を行います。施行期日は令和4年4月1日でございます。説明は以上です。

○川嶋委員 議案第6号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

○佐藤委員 第5条の第1項中の「押印しなければ」を「その旨を記載しなければ」に改めのところですが、申請書の押印を廃止するという事は、紙で提出しなくとも、ICTのパソコンを使って電子データで提出するという事によろしいでしょうか。

○学務課長 委員さんがおっしゃっていただいたとおり、来年度から押印の必要がなくなり、電子データでの提出となりますので、働き方改革の一助となればと考えております。

○佐藤委員 そうなると、この教育委員会庁舎にわざわざ来なくとも良いということになりますし、市境に近い学校は距離もあり大変だと思いますので、認められるといいなと思って質問しました。

○川嶋委員 他に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号八千代市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり、承認されました。

続いて、議案第8号八千代市学校教育推進計画の策定について、を議題と

いたします。事務局の説明を求めます。

○指導課長 議案書の41ページ及び「八千代市学校教育推進計画（案）」をご覧ください。

議案第8号八千代市学校教育推進計画の策定について。

八千代市学校教育推進計画を次のように策定する。

令和4年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

八千代市学校教育推進計画は，学校教育及び家庭や地域社会における児童生徒の教育に係る具体的な取組を推進するための基本的な考え方や施策を示す計画でございます。

この八千代市学校教育推進計画の策定にあたりましては，教育委員会事務局のほか，小中学校の校長2名と学識経験者2名にも策定委員として御協力いただき，八千代市第5次総合計画の柱の一つである，「豊かな心と文化を育むまちづくり」を目指すため，「未来を拓き，豊かに生きる人間を育む」を教育目標とし，八千代市の児童生徒一人ひとりが，自分のよさや可能性を引き出し伸ばすとともに，豊かな未来を切り拓く持続可能な社会の創り手となることができるよう「ESD（持続可能な開発のための教育）の推進」を学校教育の重点目標と定め，これを実現していくための施策に取り組んでいく内容となっております。

計画期間につきましては，八千代市第5次総合計画前期基本計画が終了する令和7年3月31日までの3年間でございます。説明は以上です。

○川嶋委員 議案第8号について，質疑を行います。質疑ございませんか。

○佐藤委員 ユネスコスクールの進捗状況について教えてください。

○指導課長 本市では，平成30年に大和田南小学校がユネスコスクールに認定されました。令和3年12月現在におきましては，令和3年度から5年度までの間に，本市のユネスコスクール研究指定校は14校ございます。大和田南小学校を除く13校が加盟申請中です。13校のうち，日本ユネスコ国内委員会に報告書を提出し，認定待ちが新木戸，高津地区の7校になります。1年間のチャレンジ期間中の学校が大和田，萱田地区の6校になります。

○佐藤委員 ユネスコスクールやSDGsに関して，地域の方や保護者の方は，自分の子どもたちは学校で何を学んでいるのだろうというところがあると思うのですが，どんなことをしているのかといった周知はどのように行わ

れているのでしょうか。

○指導課長 各学校には、今現在取り組んでいる教育活動の中で、E S DやS D G sに関わることを探し出していきながら活動をしていこうとしています。実際に毎年それぞれの学校で持続可能な構築の観点から、現代社会における様々な問題を自分事として取り入れていながら、自分たちの学校でやっていることがどのようなかたちでいかされているかということ、具体的な実践報告を市教委のホームページ「S D G sの部屋」に掲載させていただき、E S Dに関する情報発信をしているところです。

また、千葉県の教育委員会の「持続可能な社会の実現を目指す教育」の中でも、八千代市の取組が紹介されておりまして、八千代市に止まらず県外又は全国もつとえば世界全体に各学校の取組の実践例というかたちで周知しているところです。

○川嶋委員 他に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第8号八千代市学校教育推進計画の策定について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり、承認されました。

次に、議案第9号第3期八千代市教育振興基本計画の策定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○教育総務課長 議案書の42ページ及び第3期八千代市教育振興基本計画(案)を御覧ください。

議案第9号第3期八千代市教育振興基本計画の策定について。

第3期八千代市教育振興基本計画を次のように策定する。

令和4年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、小林伸夫。

教育基本法では、国が定める教育振興基本計画を参酌して、地方公共団体は教育振興基本計画の策定に努めるとされています。第3期八千代市教育振興基本計画は市の総合計画と整合を図りつつ、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの分野について、策定したそれぞれの計画を一体的に推進し、「豊かな心と文化を育むまち」を目指してまいります。

計画期間は、八千代市第5次総合計画前期基本計画が終了する令和6年度末までの3年間でございます。

なお、毎年度末までに策定していた次年度の「教育施策と事業概要」は、この計画に近い役割を持つものであったことから、今年度以降の策定を廃止いたしました。以上で説明を終わります。

○川嶋委員 議案第9号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

○須堯委員 令和元年度に学校部門と生涯学習部門が一つになると伺った時に、これは大変だなと思ったのが率直な感想です。大変なことはあるけれども、一緒になったことでより良いものにできないかと思っていただところ、このようなものが生まれたことはとても素晴らしいことだと思っています。一体的に推進することで、もっとより良いものになるだろうと期待が膨らんでいます。

○川嶋委員 他に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第9号第3期八千代市教育振興基本計画の策定について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり、承認されました。

次に、議案第10号第3次八千代市子ども読書活動推進計画の策定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○生涯学習振興課長 議案書の43ページ及び資料「第3次八千代市子ども読書活動推進計画（案）」を御覧ください。

議案第10号第3次八千代市子ども読書活動推進計画の策定について。

第3次八千代市子ども読書活動推進計画を次のように策定する。

令和4年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、小林伸夫。

本議案は、第3次八千代市子ども読書活動推進計画の策定にあたり、教育委員会の承認をお願いするものでございます。

第3次八千代市子ども読書活動推進計画は、八千代市第5次総合計画前期基本計画の終期に合わせ、計画期間を令和4年度から令和6年度までの3年間とし、「子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実」、「家庭・地域・学校等が一体となった読書活動の推進体制の充実」、「子ども読書活動推進の意義の普及・啓発」を基本方針として継承し、八千代市の子どもの読書活動を一層推進するために、第3次八千代市子ども読書活動推進計画を策定するものであります。説明は以上でございます。

○川嶋委員 議案第10号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

○石井委員 推進計画の15ページNo.20、新規の取組で「子ども司書の検討」とありますが、内容について教えてください。

○生涯学習振興課長 新規の取組であります「子ども司書の検討」につきましては、講座を受講した子どもたちを、子ども司書として認定し、おすすめの本を紹介することや、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を考える活動です。自らが読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出す取組みとなっております。

○石井委員 中央図書館ができて、読書に関してだいぶ雰囲気が変わったというか、小学生から大人まで利用者が多いなという自分の実感としてはありますが、新規の取組をやっている中で、SNSを使って魅力や情報を発信するというのが気になりまして、これはどのへんの年代の方に、狭い範囲なのか大きくいろいろな人に発信してくのか教えてください。

○生涯学習振興課長 指定管理のほうはLINEとかもやっておりますし、世代といいますと、基本的にそういう情報を使う方になってしまいますが、全体的な年齢をとらえたかたちで進めることを考えております。

○川嶋委員 他に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第10号第3次八千代市子ども読書活動推進計画の策定について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり、承認されました。

続いて、議案第11号職員の任免について、を議題といたします。議案第11号職員の任免について、は任免に関する事項に該当するものとし、非公開とすることに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

出席者全員の議決により、議案第11号の審議を、非公開といたします。

それでは、これより、非公開の議事となります。

(注：以下は当初非公開。4月20日定例会で公開を議決)

○川嶋委員 議案第11号について、事務局の説明を求めます。

○教育総務課長 議案書の44ページとお配りした資料をご覧ください。

議案第11号職員の任免について。

職員の任免を下記のとおり、ご承認願いたい。

令和4年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、小林伸夫。

議案第11号八千代市教育委員会事務局職員（職務の級が7級以上の者に限る。）任免一覧をご覧ください。令和4年3月31日付け、及び同年4月1日付け八千代市教育委員会事務局職員（職務の級が7級以上の者に限る。）の人事発令について概要を申し上げます。

退職し、学校へ異動する職員は、教育次長、長島秀一、指導課長、高木雅晴、保健体育課長、加藤英昭の3名です。

学校を退職し、採用する職員は、学務課長、兒玉健司、指導課長、高原敬介、保健体育課長、宮崎幸子の3名です。

教育委員会事務局から他部局への異動は、教育次長(社会教育担当)、加藤博士、教育総務課長、島津俊明の2名です。

他部局から教育委員会事務局への異動は、子ども部次長から教育次長(社会教育担当)へ、山本博章、国保年金課長から教育総務課長へ、原武司の2名です。

今回の人事異動につきましても、組織の活性化、適材適所の配置に努めました。説明は以上です。

○川嶋委員 議案第11号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第11号職員の任免について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第11号は、原案のとおり、承認されました。

○川嶋委員 本日の議事は終了いたしました。

9 閉 会

○小林教育長 以上で、定例教育委員会を閉会いたします。